

取扱区分：「公開」

平成30年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年2月9日(金) 10時00分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成30年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年2月9日（金） 午前10時00分 ～ 11時12分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第6号	周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について	
報告第5号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第6号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	5件
報告第7号	非農地証明について	3件

4 出席委員

第1番	西田孝美君	第2番	原田雅之君
第3番	歳光時正君	第4番	竹安昌巳君
第5番	林俊一君	第6番	松田孝行君
第7番	藤原典子君	第8番	岩田実君
第9番	弘中壽君	第10番	山崎光夫君
第11番	徳本勉君	第12番	秋貞啓子君
第13番	佐伯伴章君	第14番	高橋恵君
第15番	田中榮作君	第16番	藤井孝君
第17番	笠井保雄君（職務代理者）		
第18番	杉村龍男君（会長）		

5 欠席委員

なし

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	隅 浩 二	次 長	藤 井 豊
次長補佐	小 西 美佐江	書 記	時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中18名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件ありますのでお願いいたします。

議案書2ページ、「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、4番につきまして、平成30年2月6日、申請者から取下申出書の提出がございましたので、削除をお願いいたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（杉村会長）

それでは只今より、平成30年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第3番歳光時正委員さん、第15番田中榮作委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第4号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、先程、4番の取り下げがあった旨ご報告いたしましたので、1議案3件となります。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、1筆の808平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢で管理が難しく、経営規模縮小のために譲渡したいとのことで、また、譲受人は、自作農地に隣接しており管理がしやすいため、申請地を購入し、果樹を栽培したいとの意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約86アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、これまでどおり柿、ビワの果樹の植え付けをする計画で、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 8 番

岩田実委員

8 番の岩田です。

議案第 4 号 1 番についてご説明します。

1 月 1 9 日、譲受人、譲渡人、双方と現地にて意思確認と現地確認をいたしましたので報告します。

申請地は、減反政策後に柿、梅、栗等の果樹が植えられており、放任状態でした。譲渡人は、9 3 歳と高齢で最近では、農作業は出来ない状態です。

譲受人は、草刈り、柿の木の伐採を手伝いされる中、譲渡人からの譲り渡したい旨の申し出を受けました。

譲受人は、自宅から 3 0 0 メートルと近く、自作農地に隣接した農地で耕作に便利なので申し出に応じたとのことでした。

農作業場、トラクターをはじめ、その他農機具は揃っており、農作業は近くに住まわれる子供さん夫婦も手伝われて、労力的にも問題ないと思います。

今後は、柿、ビワの果樹を植え付けるそうです。道の駅の直売所等で販売ができたらの夢をお持ちでした。以上のことから今後も合理的な営農がなされるものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の 1 番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませぬか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 1 号 1 番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませぬか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1 番は許可と決定いたします。

続きまして、2 番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2 番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、

3筆の4, 018平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、耕作困難となったため譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人から申し出があったため、応じることになったとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、譲受人は個人であり、該当ありません。第3号の信託要件の規定についても、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約117アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けするほか、一部畑地に転換し、作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

第14番、高橋です。2番につきまして、現地調査しましたので補足説明

高橋 恵委員

させていただきます。2月2日に、譲受人と現地にて確認いたしました。尚、譲渡人は都合が合わず、電話にて確認いたしました。申請地1352番の1の田は、時々草刈りをされている程度で、長い間耕作されていませんでした。譲受人の畑と隣接していることもあり、これを譲り受けて、今後は畑に転換して、季節の野菜等を作付けするとのことです。

申請地1310番地と1360番地の2の田は、持ち主である譲渡人が耕作困難になったため、昨年より譲受人が耕作しており、今回譲り渡しの申し出があったため、これに応じることになりました。

譲受人は、申請地が自宅からも近く、隣接に田も所有し、耕作されておりますので、今回の申請になんら問題ないように思われます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、3筆の3、116平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、母親から子への贈与、所有権移転でございまして、母親である譲渡人は、高齢で耕作、管理が困難なため、譲り渡すとされ、譲受人は、母親からの贈与を受けて、規模を拡大したいとのことでござい

す。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約114アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

岩田実委員

8番、岩田です。議案第4号3番についてご説明します。

2月3日、申請者宅へ伺い、意思確認と現地確認を行いましたので、ご報告します。

譲渡人は、高齢で長男である譲受人に農地の全てを贈与するとのことでした。現状は、2722番地には、みかん、イチジクその他の果樹も植え付け

され、畑の状態できれいに耕作されていました。2780番地と2842番地については、水田として耕作されていました。

譲受人は、実質的には40年以上耕作営農されており、所有権移転後も耕作されるとのことです。

本申請は、親子間の贈与による権利移動であり、申請地3筆とも耕作されており、問題ないものと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案2件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、市内で不動産業を営む法人です。

申請地を工事に必要な資材置場として使用するものです。

又、譲渡人は、申請地を20年以上耕作しておらず、今後も耕作する予定もないことから申請書が提出されました。

尚、申請地の利用計画につきましては、土地利用計画図をご覧いただく際にご説明いたします。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から東に約550メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1834番1、地目は田、地積は340平方メートル、同じく字●●1834番2、地目は田、地積は507平方メートルの合計847平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、当申請地への進入路のため、市道の側溝に車両通行用敷鉄板を4.5メートル設置する為、道路管理者(道路課)へ道路占用許可申請書が提出されております。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

弘中 壽委員

9番、弘中です。去る2月6日、譲受人に現地に立ち会っていただき、お話を伺いました。

譲受人と譲渡人とは合意もされ、書類も整っております。

申請地周辺の土地利用の現況ですが、申請地の北側に資材置場がありまして、それが手狭になり、また、隣接して公道が通っておりますが、資材置場を一部取り込んで公道を拡幅しようという計画もあることから、新たに資材置場を申請地に求めようとするものであります。

この農地は、10数年間休耕という状況でした。

よろしくご審議をお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、2番についてご説明いたします。

譲受人は、県外に居住している会社員の方です。

申請地は、面積、日当たり、電柱の位置等好条件であることから、パネル

設置面積396.8平方メートル、発電出力49キロワット、パネル枚数240枚を設置するものです。又、譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており管理が出来ないことから、賃貸借設定により申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南に約250メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●525番7、地目は田、地積は1,768平方メートルの内の583平方メートル、同じく字●●525番9、地目は田、地積は602平方メートル、合計で1,185平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に支所のあ
る、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地
法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入審査通知書が添付され
ておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ
ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業
計画書により適当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され
ておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、道路
側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

高橋 恵委員

14番、高橋です。2番につきまして補足説明させていただきます。2月3日、現地にて確認しました。尚、借受人、貸付人ともに遠方のため、電話にて確認いたしました。

申請地は、貸付人が父親から相続した土地でしたが、遠方に居住のため、長い間耕作することができず、2筆とも雑草が繁茂しております。そこで、借受人が申請地を借り受け、太陽光発電事業を行いたいとのことで、今回の申請になりました。借受人は、現在県内で太陽光発電所を19か所運営中の事業者の代表者であり、今後も稼働箇所を増やしていきたいとのことです。

今後の維持管理等は施工業者に依頼されてるとのことでした。

以上のことから、書類等も完備されております。ご審議の程よろしく願います。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。議案第6号 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、ご説明いたします。併せて、別紙、周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。

先月の総会で、案をお示しいたしました。1月26日を締め切りにして、委員さん方からご意見を文書により、提出していただきました。いただきましたご意見の中から、検討後に文言等一部を修正したものをお手元に配布しております。尚、この場では指針に関する部分のみの審議とさせていただきたいと思います。その他たくさんの政策に関するご意見をお寄せいただいておりますが、それについて一応の事務局の考え方はお示ししておりますものの、後日、それぞれのご意見に対して、委員さん方のお考えを賜りたく、お聞かせいただく場を持ちたいと思います。よろしく申し上げます。

内容については、小西次長補佐の方から説明させます。

事務局次長補佐

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。議案第6号 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、ご説明いたします。併せて、周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。

農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう努めなければならないとされており、指針の策定・変更は農業委員の主たる業務に位置付けられています。また、農地最適化交付金実施要綱で農業委員会が指針を作成していることが事業実施の要件とされています。農業委員会は、指針を定め、又は、これを変更しようとするときは、推進委員の意見を聴かななければならないとされていますことから、1月の農業委員会総会協議会においてお示した指針案を推進委員に送付し、意見聴取を行いました。その結果、指針の文章、数値について、推進委員からの具体的な修正・訂正のご意見はありませんでしたが、農業委員からの修正、訂正のご意見があり

ましたので朱書きで修正しています。

まず、基本的な考え方ですが、1ページの中盤のこのような中、遊休農地の「発生」を「増加」に訂正、また、「以上のような観点から」を削除、なお、この指針は、の「なお」、を削除のご意見がありました。

次に、2ページの(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法の①の○の2番目を、「農業委員・推進委員で行う農地パトロールは、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する活動を適宜実施する。」また、②の○1番目で「利用意向調査の結果を受け、推進委員、農地中間管理機構を通じて、担い手等に集約をする。」

次に、3ページの2. 担い手への農地利用の集積・集約化についての(2)の①「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む」に修正。

最後に、市及び農協の協力、連携をして、農地の集約を図るべきとのご意見を受けて、3ページの2. 担い手への農地利用の集積・集約化についての(2)の②、○1番目と4ページ3. 新規参入促進についての(2)の①の○1番目に「農協と連携し」を加えております。

指針の修正を行いましたところは、以上でございます。その他、ご意見がございましたので、農業委員 周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の意見まとめをお配りしています。

決定されましたら、推進委員に「指針」と本日配布しました資料を送付すると共に「指針」をインターネットで公表する運びとなります。

以上です。皆様のご審議をいただきますようお願い致します。

議長 (杉村会長)

説明が終わりました。それでは、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第1番

西田孝美委員

1月の総会で、色々と質問させていただきました。また、回答もいただきました。有難うございました。

まず、2ページの②の農地中間管理機構との連携についてのところで、農業委員の名称も加えていただきたい。また、3ページの②の農地中間管理機

構との連携についてのところは、「マッチングに主体的に取り組む」に変えて
いただきたい。また、意見で出しておりました、人・農地プランに関しての
回答の中で、個人情報も記載されているから配布できない、農林課で見て下
さい。とあるが、せめて、農業委員会事務局に置いておかれて見るようにし
ていただきたい。それから、農協との連携とありますが、農協に確認はよろ
しいでしょうか。

事務局次長補佐

農業委員という名称、また、「マッチングに主体的に取り組む」に変更しま
す。

また、人・農地プランは、農林課に相談して、事務局にも設置するように
進めてまいります。農協との連携についての協議を進めてまいりたいと思
います。以上です。

第 1 1 番

徳本 勉委員

指針の中に「農業委員会事務の実施状況等の公表について」と「農地法の
運用について」の説明がありませんが。

事務局次長補佐

これについては、別紙の「意見まとめ」の中で説明しています。

第 7 番

藤原典子委員

文章的に気になるのですが、2 ページの「農業委員・推進委員で行う農地
パトロールは」からの行ですが、「農地パトロールは」を「農地パトロールに
おいて」でないと、つながりが悪いと思いますが。

事務局長

分かりました。そのように訂正させていただきます。

議長（杉村会長）

それでは、先ほどの提案がありました箇所を修正した上で、ご承認をいた
だきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進
に関する指針」につきましては、一部修正の上、決定といたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第5号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第6号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第7号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は3件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第7号につきまして、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第7号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時12分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年2月9日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 歳 光 時 正

委 員 田 中 榮 作